

# 函館空港の制限表面について

函館空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（下図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に北海道エアポート（株）函館空港事業所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱・或いは上空に浮揚するアドバルーンやドローン、ラジコン飛行機等も該当します。

具体的な地点における制限表面高さについては、「函館空港高さ制限回答システム」で確認いただけます。

<https://secure.kix-ap.ne.jp/hakodate-airport/>

航空の安全確保を図っていくため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、下記の北海道エアポート（株）函館空港事業所までお問い合わせください。

## ※お問い合わせ先

北海道エアポート（株）函館空港事業所

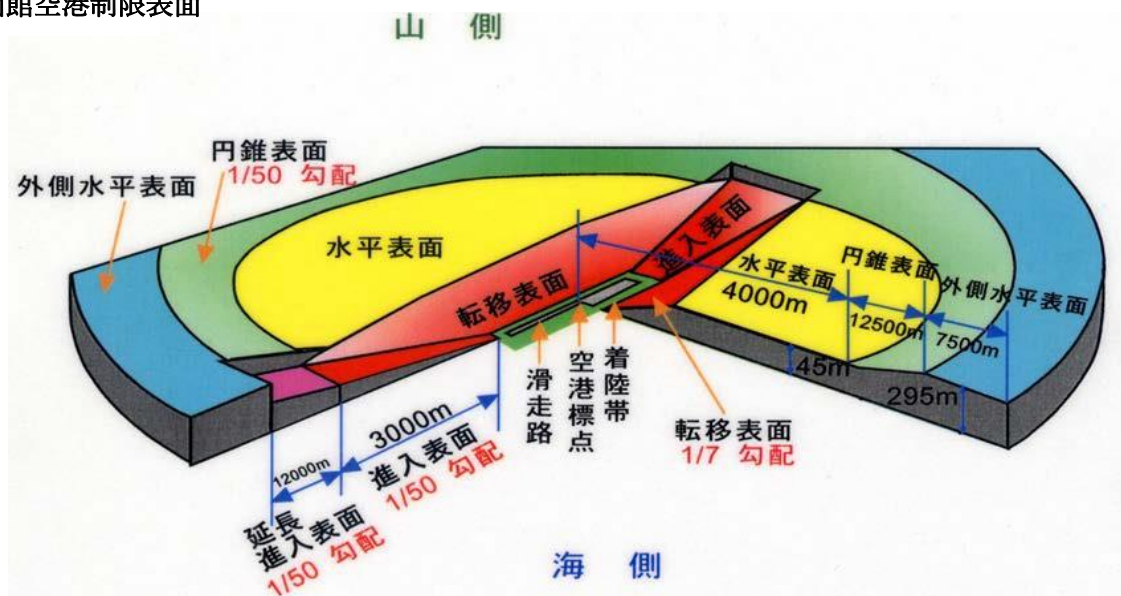
TEL：0138-57-8882

FAX：0138-57-8088

e-mail：[hkd-soumu@hokkaido-airports.co.jp](mailto:hkd-soumu@hokkaido-airports.co.jp)

# 1. 函館空港制限表面の概要

函館空港制限表面



## (1) 【進入表面】

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ 50 分の 1 の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長 3,000m の点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から 600m の距離を有する 2 点を結んで得た平面をいう。

(航空法第 2 条第 7 項)

## (2) 【転移表面】

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ 7 分の 1 の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。

(航空法第 2 条第 9 項)

## (3) 【水平表面】

飛行場の標点の垂直上方 45m の点を含む水平面のうち、この点を中心として半径 4,000m で描いた円周で囲まれた部分。

(航空法第 2 条第 8 項)

## (4) 【延長進入表面】

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方 (勾配 50 分の 1) への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が 15,000m であるものにより囲まれた部分。(航空法第 56 条の 2 第 2 項)

(5) 【円錐表面】

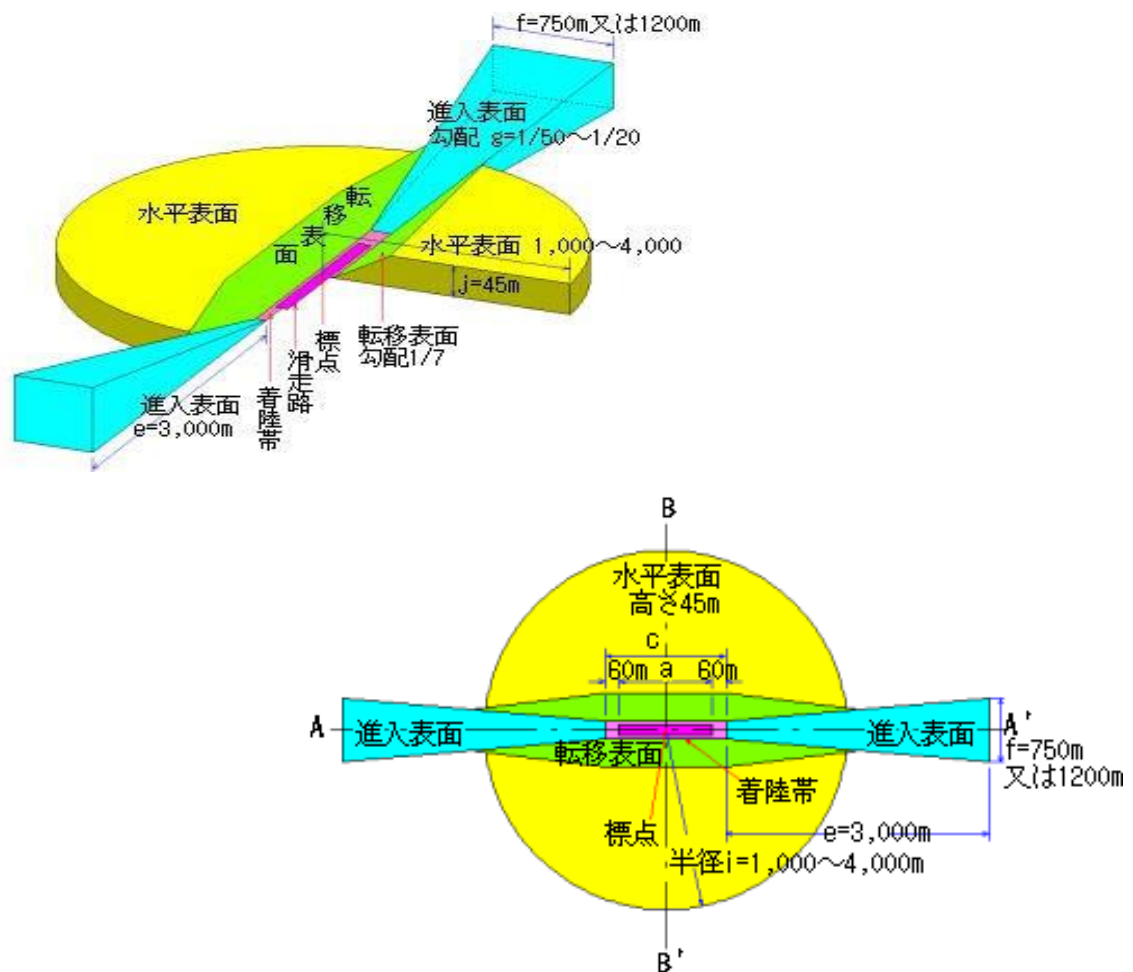
円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ 50 分の 1 の勾配を有する円錐面であって、その投影面が飛行場の標点を中心として 16,500m の半径で描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

(航空法第 56 条の 2 第 3 項)

(6) 【外側水平表面】

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が飛行場の標点を中心として 24,000m の半径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

(航空法第 56 条の 2 第 4 項)



# 無人飛行機の飛行制限について

有人の航空機への衝突や落下による人等への危害を及ぼす恐れがあるため、航空法で定められている制限表面や空港等の上空の空域で、無人航空機を飛行させることは原則禁止されています。

また、無人航空機の重量に関わらず、空港周辺の上空の空域において飛行させるには、許可が必要です。

無人航空機等の飛行については、場所に関わらず「航空法（航空法第132条の2）の遵守が必要で、これらに違反した場合は航空法により罰則が定められています。

飛行する高さが制限表面を超えるかどうか不明の場合は、北海道エアポート（株）函館空港事業所までお問い合わせください

## ※お問い合わせ先

北海道エアポート（株）函館空港事業所

〒042-0952

函館市高松町511番地

TEL：0138-57-8882

FAX：0138-57-8088

e-mail：[hkd-soumu@hokkaido-airports.co.jp](mailto:hkd-soumu@hokkaido-airports.co.jp)

制限表面を超える場合は、函館空港事業所の許可を得てから、飛行に関して国土交通大臣への許可申請が必要となります。

## 申請先

〒144-0041

東京都大田区羽田空港3-3-1

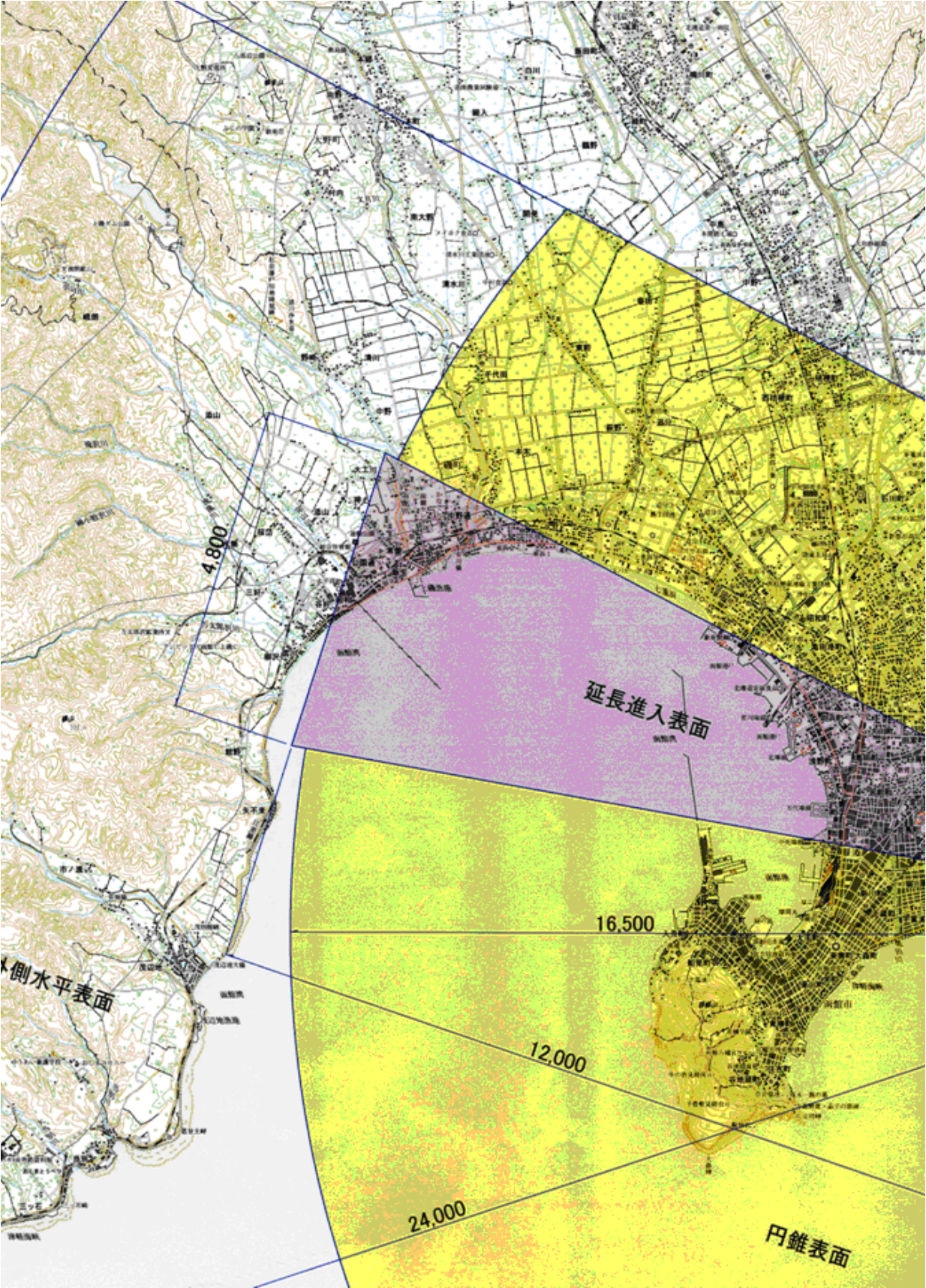
東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

TEL：050-3198-2865

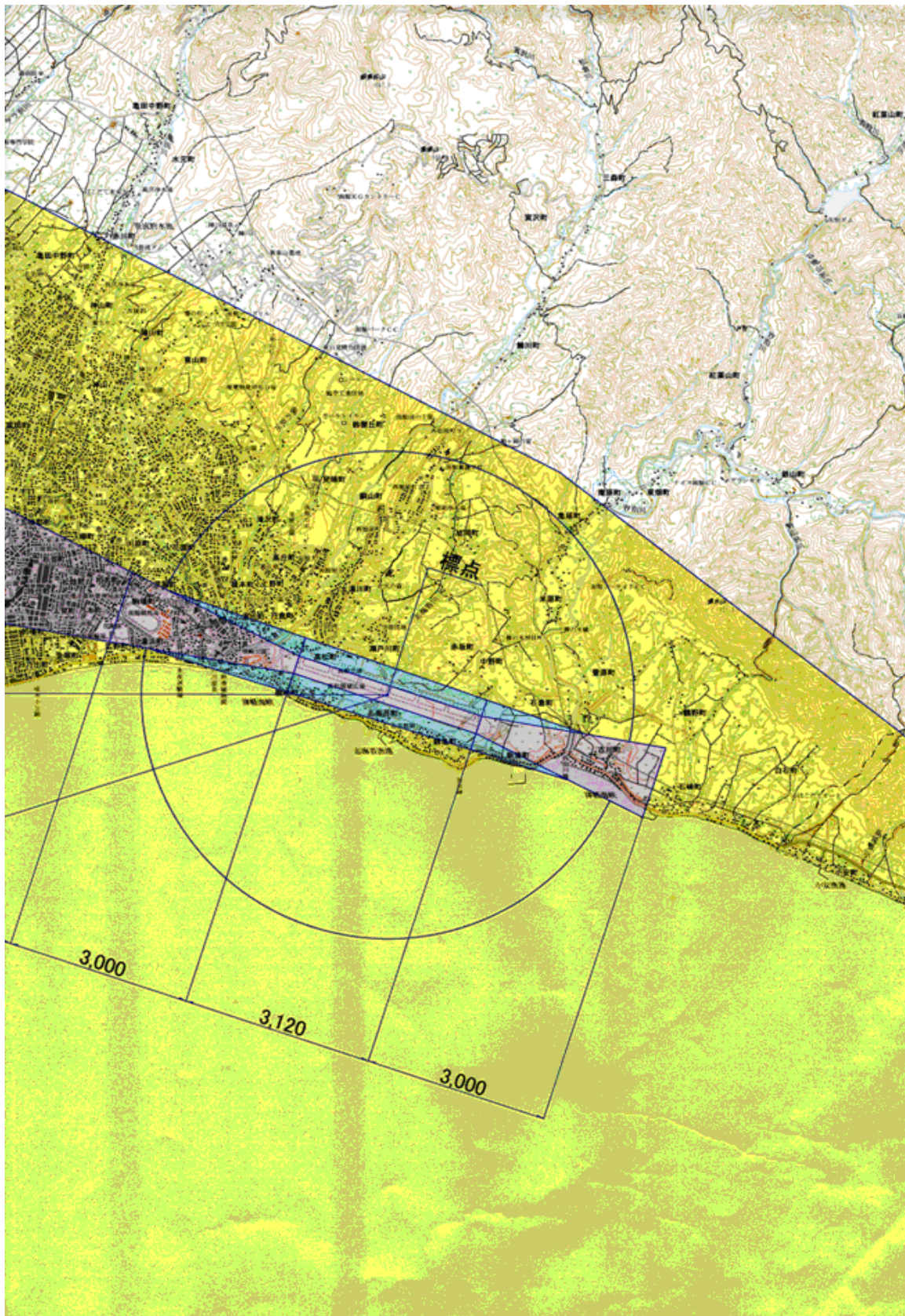
FAX：03-5756-1528

e-mail：[cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp](mailto:cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp)

函館空港制限表面図（その1）



# 函館空港制限表面図（その2）



年 月 日

北海道エアポート株式会社

函館空港事業所長殿

照会者住所

氏 名

連 絡 先

### 函館空港周辺における物件の制限等について（照会）

標記について下記のとおり照会します。

#### 記

1. 設置者の住所、氏名、連絡先
2. 物件の設置場所(住所、世界測地系による緯度経度)
3. 物件の種類、用途及び構造
4. 物件の(避雷針を含む)の高さ(地上高及び海拔高)
5. 設置場所の海拔高
6. その他参考となる事項

#### 添付書類

- ・物件の設置場所の地図（国土地理院 25,000 分の 1 又は 50,000 分の 1 の地形図）
- ・函館空港と設置場所の位置関係及び距離
- ・物件の平面図
- ・物件の設置工事工程表

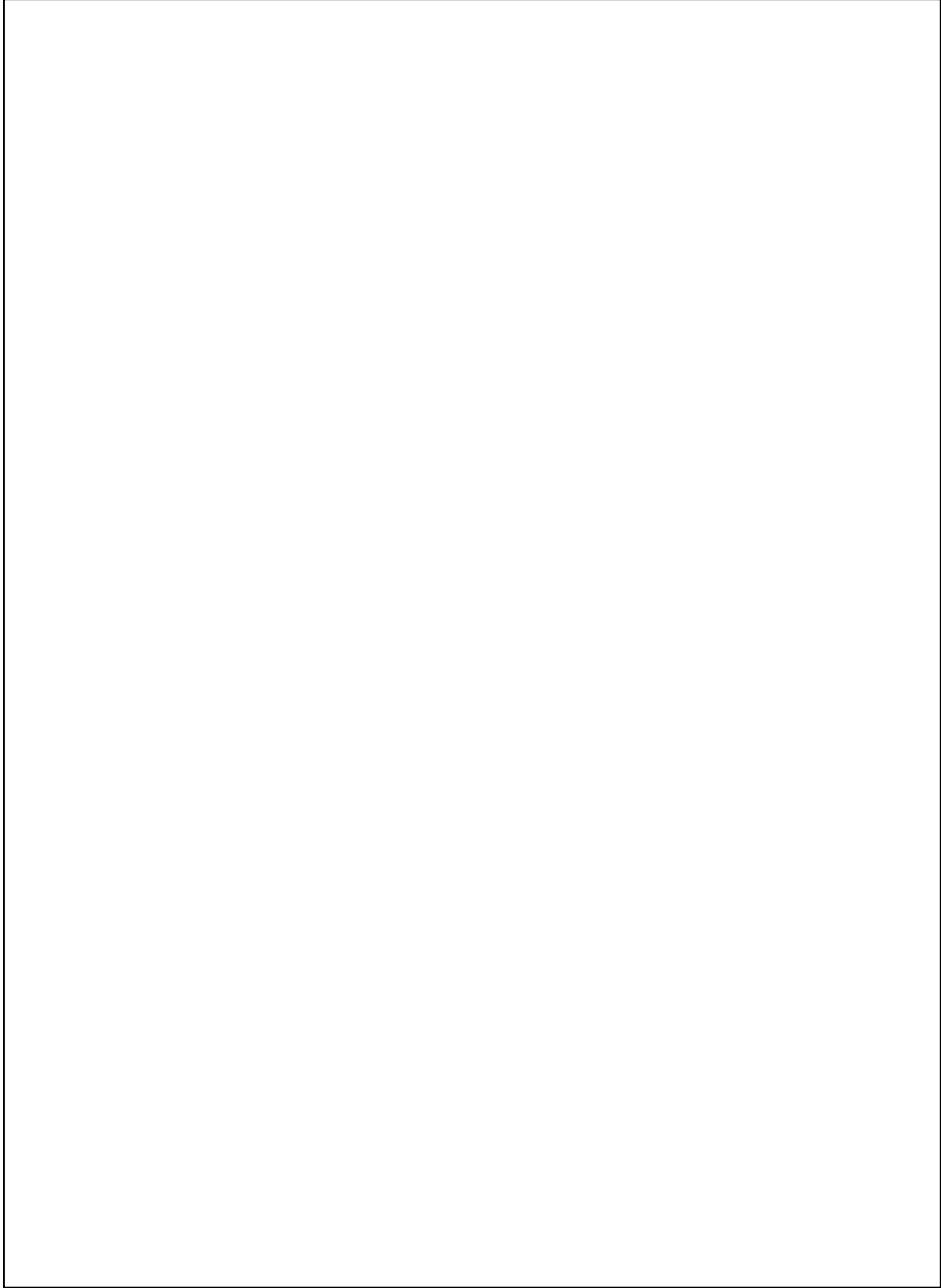




		<b>【第132条の2第5号から第10号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】</b>
無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。	
飛行経路に該当する制限表面及び制限高	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり。	
備 考	<b>【緊急連絡先】</b> 担当者 : 電話番号 :	

## 飛行の経路

(詳細図)



## 無人航空機の製造者、名称、重量等

無人航空機	製造者名		
	名称		
	重量 (最大離陸重量)		
	製造番号等		
	仕様が分かる資料 (設計図又は写真)		
	所有者	氏名又は名称	
		住所	
連絡先			
操縦装置	製造者名		
	名称		
	仕様が分かる資料		

飛行経路に該当する制限表面及び制限高

